

税の申告簡易フローチャート

スタート



はい



いいえ

所得税の確定申告と市・道民税の申告の受付が始まります。次の申告フローチャートを参考に申告が必要か、不要かをご確認ください。フローチャートは一般的な事例です。

令和3年1月1日に伊達市に住んでいますか？



令和3年1月1日にお住まいの市町村に確認してください

令和2年1月1日～令和2年12月31日に収入はありましたか？

※遺族・障害年金、失業保険等の非課税所得は除く



確定申告、市・道民税の申告は、原則不要です

※国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療保険等の保険料の算定や所得に関する証明書のために市・道民税の申告が必要な場合があります

主な収入が給与収入の方は①へ、公的年金の方は②へ(両方の方は②へ)

※①、②に当てはまらない場合は、室蘭税務署または税務課市民税課係にお問い合わせください。

①

勤務先から「給与支払報告書」が伊達市に提出されていますか？

※不明な場合は勤務先にご確認ください



市・道民税の申告の対象です(確定申告の場合あり)

給与以外の所得(営業・不動産所得など)がありますか？

申告は不要です

※ただし、★の控除を申告し、所得税等の還付を受ける場合は確定申告が必要です

給与以外の所得が20万円を超えていますか？

市・道民税の申告の対象です

確定申告の対象です

★の控除・・・源泉徴収票に記載のない控除(配偶者、扶養、社会保険料、生命保険料、医療費など)
※ふるさと納税のワンストップ特例制度を受けている方が申告を行った場合は、特例申請が無効となりますので、寄附金控除を含めて申告をしてください

②

公的年金等の収入金額の合計額は400万円を超えますか？



確定申告の対象です

収入は公的年金のみですか？



源泉徴収税額がありますか？

★の控除を申告し、所得税等の還付を受けますか？



市・道民税の申告は、原則不要です。

※ただし、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない★の控除を追加し適用を受ける場合は、市・道民税の申告を提出してください